

【一般社団法人和歌山県作業療法士会 選挙実施要綱】

選挙管理委員会

令和3年12月

令和5年12月

I. (選挙管理委員会の設置)

定款第22条第1項に規定する選挙を行うため、選挙管理委員会をおく。

II. (選挙管理委員会の構成)

選挙管理委員会は、理事以外の3名により構成する。委員長及び委員の選任は、定款施行規則第33条第3項に従うものとし、任期は、定款第25条の役員の任期に準ずるもの(定款施行規則第33条第4項に従うもの)とする。

III. (選挙公示と立候補の届出)

1. 選挙人について

(1) 投票者、選挙候補者、選挙候補推薦者は選挙人でなければならない。

2. 選挙人資格について

(1) 選挙人は、選挙公示日において、日本作業療法士協会ならびに和歌山県作業療法士会に正会員として登録されている者とする。

なお、以下のものは、選挙人資格を有しないものとする。

①当該年度会費未納者

②会員未登録者

(2) 選挙人名簿の作成

①和歌山県作業療法士会事務局は、選挙公示日時点の会員台帳により、選挙人名簿を作成する。

3. 選挙の公示について

(1) 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付ける。

①公示は、個人宛の郵便物にて行う。

②公示は、和歌山県作業療法士会ホームページにも公示日に同様の内容で掲載する。

4. 立候補について

(1) 立候補の届出および締め切り

①立候補の届出受付は、公示した受付期間とし、受付〆切は投票日の40日前とする。

②立候補の届出は、本人または推薦者が選挙管理委員長へのWeb申請とする。

③立候補の申請は、締め切り当日までのものを有効とする。

(2) 立候補の届出

①理事、及び監事の選挙に立候補する正会員は、和歌山県作業療法士会ホームページより別記第6号様式の1(Googleフォーム)に必要な事項を記入し、選挙公報用原稿とともに選挙管理委員長に届け出ること。

②推薦による立候補は、1名以上の推薦者を必要とし、推薦者の代表が届け出るものとする。その書式は別記第7号様式の1に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は、別記第7号様式の2に準じて作成するものとする。

③立候補届出の添付書類は、所定の様式を和歌山県作業療法士会ホームページよりダウンロードしたものを用いることとする。

(3) 理事会による候補者の推薦

①立候補者が定数に満たない場合は、理事会が定数を満たす数の候補者を推薦する。その書式は、別記第8号様式の1に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は、別記第8号様式の2に準じて作成するものとする。

(4) 届出受理証の発行

①選挙管理委員会は、定款施行規則第14条及び15条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その書式は、別記第9号様式の1～3に準じて作成するものとする。(5)立候補の辞退について

立候補を届け出たものがやむを得ない事由(転勤・本人の健康上の理由・家族の介護等)により立候補を辞退しなければならなくなった場合は、立候補届出期間内であればやむを得ない事由を明記した立候補辞退届を選挙管理委員長に提出することが出来る。

選挙管理委員長が事由を判断し辞退を認めた場合(選挙管理委員長が事由の判断に難渋した場合には、会長、副会長と協議し決定する。)は選挙候補辞退届出受理書を発行する。それらの書式は、別記第6号様式の2、別記第9号様式の4とし、選挙管理委員会保管とする。

(6) 立候補に伴う選挙管理委員会の退任と補充

①選挙管理委員が立候補した時又は理事会の推薦による候補となった時は、委員の資格を失う。この場合は、定款施行規則第33条第3項に従い欠員を補充しなければならない。

IV. (選挙運動)

(1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、候補の趣旨、役員又は活動履歴、顔写真等を記載した選挙公報を1回発行する。選挙公報は、選挙管理委員会が定める書式で作成する。

V. (選挙の方法)

(1) ①選挙は選挙人の直接無記名郵送投票で行う。

1) 会員個人宛に、候補者一覧、専用投票用紙、選挙方法、専用返信用封筒を送付する。

②役員の選挙と投票の様式

1) 理事10～15名(複数無記名記号式投票・・・10～15名の定数以内に○を付けるまたは白票の場合有効)

2) 監事2名(複数無記名記号式投票・・・2名の定数以内に○を付けるまたは白票の場合有効)

③投票期間は、その都度、選挙管理委員会が定めるものとし、投票用紙の返送は投票締切日必着(当日消印有効)とする。

(2) 開票について

①開票に際し、立会人10名以内を置く。

②立会人は、選挙管理委員長が指名する。ただし、候補者本人、推薦者は立会人になることはできない。立会人指名の通知は、選挙管理委員長が、本人に文書で行う。

③投票用紙の保管については、公正を期すよう選挙管理委員会が定める方法による。(投票用紙の送付先を郵便局留めとし、選挙管理委員長が立会人同行のもと、郵便物を引き取り、そのまままとめて封印し、開票日まで保管するものとする。)

- (3) 有効投票
 - ①有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。
- (4) 無効投票
 - ①規定の記号以外を記載したもの
 - ②定められた欄以外の場所に記載したもの
 - ③定款施行規則第20条の規定する数を超える記載をしたもの
 - ④定められた投票方法以外のもの
 - ⑤定められた投票期間外に投票したもの
- (5) 無投票当選について
 - ①候補者が、定数と一致した場合は、当該選挙の候補者をもって当選とする。
- (6) 当選人について
 - ①理事・監事選挙では、得票数の多い者から順に、その役員の定数に相当する数のものまでを当選人とする。
 - ②同数得票者については、総会時にくじにより当選人を決定する。
 - ③選挙結果は、1週間以内にホームページ上で発表し、総会で承認を得る。
- VI. (当選証書の交付)
 - (1) 選挙管理委員会は当選証書を作成し、当選者に交付する。
- VII. (当選確定者の辞退)
 - (1) 当選確定した者がやむを得ない事由（転勤・本人の健康上の理由・家族の介護等）により当選を辞退しなければならなくなった場合は速やかに役職辞退届を理事会に提出しなければならない。理事会にて辞退を認められた場合には代表理事（会長）は役職辞退届出受理証を発行する。それらの書式は、別記第10号様式、別記第9号様式の5とする。
 - (2) 欠員の補充について
 - 欠員の補充は、候補者が定数を上回っている場合は次点候補者を繰り上げ当選とし、候補者が定数と同数であった場合は、理事会推薦にて決定する。
- VIII. (選挙に関する書類の保管)
 - (1) 選挙に関する書類の保管期間は選挙開票日より5年間とする。
 - (2) 選挙に関する書類は選挙管理委員長が保管する。